

Ⅱ－Ⅳ 教職課程

1 教育職員免許状

取得できる免許状の種類

- 中学校教諭一種免許状（数学）
- 高等学校教諭一種免許状（数学）
- 高等学校教諭一種免許状（情報）

2 履修科目

教育職員免許法により、教員免許状を取得するには、取得する免許の種類に応じて、以下に定める所定の単位数を修得する必要があります。

	中学校一種	高等学校一種
教科に関する科目	20	20
教職に関する科目	31	23
教科又は教職に関する科目	8	16
その他の科目	8	8

本学では「教科又は教職に関する科目」を開講していないので、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の合計が中学校一種、高等学校一種とも 59 単位以上、かつ「その他の科目」が 8 単位以上になるように修得してください。

「教職に関する科目」は、教員となるために必要な識見を得るために開設されている教職課程専門の科目です。これらの科目は、免許状取得のために特に履修する科目であり、卒業要件に必要な単位に含まれないので、履修に当たっては間違いのないように十分注意してください。

なお、これらの科目は「数学科教育法 1, 2, 3, 4」及び「情報科教育法 1, 2」以外は両教科の免許状申請に共通です。また、59 単位とは教育職員免許法で定める最低単位数であり、本学においては最低単位数しか開講していませんので、すべて必修です。

※ 履修登録の注意事項

「数学科教育法 1, 2, 3, 4」及び「情報科教育法 1, 2」については、一方の教科の単位を、他方の教科の単位に含めることはできませんので注意してください。

数学の免許を取得しようとする者については、数学科教育法 1 及び 3、さらに中学校一種免許状を取得しようとする者については数学科教育法 2 の単位も必ず取得してください。また、情報の免許状を取得しようとする者については情報科教育法 1 及び 2 の単位を必ず修得してください。

<教科に関する科目>

免許状の種類	教育職員免許法施行規則 で定める科目	左記に対応する本学の科目	本学の単位数	
中一種(数学) 高一種(数学)	代数学	● 離散系論	3	
		オートマトンと言語理論	3	
	幾何学	● 位相幾何学概論	2	
		計算幾何学(2018年度廃止)	2(※1)	
		ビジュアルコンピューティングのための幾何学	2	
		応用幾何とトポロジー	2	
	解析学	● フーリエ解析	2	
		複素関数論	2	
	確率論・統計学	● 確率統計学	2	
		情報理論と圧縮 (旧名称:情報理論)	2	
	コンピュータ	● コンピュータリテラシー (旧名称:コンピュータリテラシーI)	4	
		(●) コンピュータリテラシーII (2018年度廃止・2017年度以前必修)	3	
		● コンピュータシステム概論 (2018年度以降必修)	2	
		プログラミング C++	3	
		アルゴリズムとデータ構造 II (旧名称:アルゴリズム特論)	3	
		オペレーティングシステム論	4	
		合計 20 単位以上。ただし、<教職に関する科目>との合計が 59 単位以上になること。		
		高一種(情報)	情報社会及び情報倫理	● コンピュータ理工学のすすめ
	● 情報倫理			2(※3)
	コンピュータ及び情報処理 (実習含む)		● プログラミング C	4
アルゴリズムとデータ構造 I (旧名称:アルゴリズムとデータ構造)			4	
コンピュータアーキテクチャ論			4	
情報システム (実習含む)	データベースシステム論		3	
	● 論理回路設計論		4	
情報通信ネットワーク (実習含む)	● コンピュータネットワーク概論 (旧名称:通信ネットワーク I)		2	
	ネットワーク構築学		3	
マルチメディア表現及び技術 (実習含む)	● マルチメディアシステム概論		2	
	信号処理と線形システム (旧名称:デジタル信号処理論)		2	
	画像処理論		3	
	コンピュータグラフィックス論		3	
情報と職業	● 情報と職業 (旧名称:情報と産業)		2	
合計 20 単位以上。ただし、<教職に関する科目>との合計が 59 単位以上になること。				

●の科目は、教育職員免許法施行規則で定める科目の一般的包括的内容を含む科目であるため、必修。

※1 2017年度以前に計算幾何学の単位を取得している場合は、〈教科に関する科目〉の単位に含める。

※2 コンピュータリテラシーⅡは2017年度で廃止のため、2018年度以降はコンピュータシステム概論が必修となる。なお、2017年度以前にコンピュータリテラシーⅡの単位を修得していた場合は、コンピュータシステム概論は必修ではない。

(例)

・2017年度以前にコンピュータリテラシーⅠ、Ⅱの単位を修得済み

>>>教育職員免許法施行規則で定める科目のうち「コンピュータ」の必修単位を既に満たしているため、コンピュータシステム概論は必修ではない(単位を修得した場合は〈教科に関する科目〉の単位に含める)。

・2017年度以前にコンピュータリテラシーⅡの単位を修得していない

>>>2018年度以降はコンピュータシステム概論の単位を修得すること。

・2017年度以前にコンピュータリテラシーⅡの単位を修得していないが、コンピュータシステム概論の単位を修得している場合

>>>修得しているコンピュータシステム概論の単位を必修単位として扱う。

※3 2015年度以前に履修したものについては、1単位である。

〈教職に関する科目〉

教育職員免許法施行規則 で定める科目	左記に対応する 本学の科目	履修 年次	本学の 単位数	数学		情報	備考
				中一種	高一種	高一種	
教職の意義等に関する科目	教師入門	2	2	○	○	○	
教育の基礎理論に関する科目	教育入門	2	2	○	○	○	
	教育心理学	2	2	○	○	○	
	教育制度論	2	2	○	○	○	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	2	○	○	○	教育課程論、該当教科教育法、特別活動及び教育方法は必修。 (数学科教育法2、道徳教育は中一種必修)
	数学科教育法1	2	2	○	○	×	
	数学科教育法2	2	2	○	△	×	
	数学科教育法3	2	2	○	○	×	
	数学科教育法4 (旧名称:数学指導法)	2	2	△	△	×	
	情報科教育法1	3	2	×	×	○	
	情報科教育法2	3	2	×	×	○	
	道徳教育	3	2	○	△	△	
	特別活動	3	2	○	○	○	
	教育方法	3	2	○	○	○	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導・教育相談	2	2	○	○	○	
	キャリア教育	3	2	○	○	○	
教育実習	教育実習1	4	4	○	□	□	教育実習1は中一種必修。
	教育実習2	4	2	-	□	□	
	教育実習事前事後指導	4	1	○	○	○	
教職実践演習	教職実践演習(中・高)	4	2	○	○	○	2010年度以降の入学者が対象。

合計	中一種31 単位、高一種23 単位以上。 ただし、<教科に関する科目>との合計が59 単位以上になること。
----	--

○:必修科目、△:選択科目、□:いずれか一方を履修すること、×:該当免許の「教職に関する科目」に含むことができない科目

<その他の科目>教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 で定める科目	左記に対応する本学の科目	数学		情報	本学の単位数
		中一種	高一種	高一種	
日本国憲法	日本国憲法	○	○	○	2
体育	体育実技1	○	○	○	1
	体育実技2	○	○	○	1
外国語コミュニケーション	Introductory English 1 (2017 年度以前旧名称①: English for Computer Science: Listening and Speaking 1) (2013 年度以前旧名称②: English for Computer Science: Listening and Reading 1 (Reception level 1))	○	○	○	1
	Introductory English 2 (2017 年度以前旧名称①: English for Computer Science: Reading and Writing 1) (2013 年度以前旧名称②: English for Computer Science: Speaking and Writing 1 (Production level 1))	○	○	○	1
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	○	○	○	4
合計		8 単位以上。ただし、本学の場合は全て必修。			

○は必ず修得すること。

3 教育実習

各入学年度生とも教育実習は4年次で実施しますが、教育実習を履修するには原則として2年次終了時に「教職に関する科目」を5科目10単位以上履修済みであることを条件とします。

また、3年次に各自で出身校から次年度の教育実習生として受け入れることを内諾してもらう必要があります。申し込みの時期などの詳細については教職担当教員の指示に従ってください。

4 介護等体験

1997年に制定された（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）に基づいて、小学校及び中学校の教諭の普通免許状（本学では中学校教諭一種免許状）を取得しようとする者は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの人達との交流等の体験（介護等の体験）を行うことが義務づけられました。

(1) 体験の対象者

中学校の数学の免許状を取得しようとする者

(2) 体験の時期・期間

3年次の後期（予定）に合計7日間行います。

※特別支援学校において連続する2日間

※社会福祉施設等において連続する5日間

(3) 体験の手続き

対象となる学生には介護等体験に関する説明会（4月下旬予定）を行います。説明会で学生課から連絡しますので、申込書に体験費用を添えて申し込んでください。特別支援学校、社会福祉施設等への申し込みは大学が一括して行います。

(4) 注意事項

介護等体験を実施する学生は、特別支援学校及び社会福祉施設の利用者の健康を管理するため健康診断書を提出することになっていますので、4月及び5月に大学で実施している健康診断を必ず受診してください。大学の健康診断を受診した学生には健康診断受診証明書を発行します。健康診断受診証明書の発行については、「Ⅲ 学生生活 2 諸手続き等 (6) 証明書発行」を参照して下さい。

大学の健康診断を受診できなかった学生は、体験前に各自医療機関で健康診断を受診し、医療機関から健康診断書を発行してもらってください。

※学研災付帯賠償責任保険への加入について

教育実習、介護等体験の実施にあたり、学研災付帯賠償責任保険（Bコース「インターンシップ賠」）に加入していただきます。この保険は、万が一他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたとき、法律上の損害賠償責任を負った場合のための保険です。

加入手続きについては、介護等体験に関する説明会の際に説明します。その他、この保険の詳細については、学生課学生支援係までお問い合わせください。